

## 大和市監査委員告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年12月26日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 山田己智恵

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査等の種類 | 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査   |
| 2 監査対象   | 街づくり施設部  |
| 3 監査対象期間 | 令和3年12月～令和4年11月  |
| 4 監査年月日  | 令和4年12月26日   |
| 5 監査の方法  | この監査は、大和市監査基準に従い、街づくり施設部（街づくり総務課、街づくり計画課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。<br>(1) 予算執行に関する事務<br>(2) 収入調定に関する事務<br>(3) 契約に関する事務<br>(4) 補助金交付に関する事務<br>(5) 財産管理に関する事務<br>(6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務<br>(7) 備品管理に関する事務<br>(8) 切手・はがきの受払に関する事務<br>(9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務<br>(10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務<br>(11) つり銭・領収印の管理に関する事務<br>(12) 市営住宅使用料賦課徴収に関する事務<br>(13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務<br>(14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務<br>(15) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務<br>(16) 収入印紙の受払に関する事務<br>(17) 狹あい道路手続きに関する事務 |

- (18) 私道の寄附採納に関する事務
- (19) 原材料の管理に関する事務
- (20) 道路占用許可に関する事務
- (21) 法定外公共物占用許可に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(街づくり総務課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものが  
あった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭によ  
り指導を行った。